

大学等連携推進方針

令和 3 年 12 月 17 日
一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構

1. 大学を設置する社員の名称及びその法人が設置する大学名

	大学を設置する社員	その法人が設置する大学
1	国立大学法人徳島大学	徳島大学
2	国立大学法人鳴門教育大学	鳴門教育大学
3	国立大学法人香川大学	香川大学
4	国立大学法人愛媛大学	愛媛大学
5	国立大学法人高知大学	高知大学

2. 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項

(1) 今後の社会情勢と国立大学の役割

情報通信技術が高度に発達した社会（Society5.0）への対応、グローバル化の進展や持続可能な開発目標（SDGs）に向けた諸取組の必要性など、文化的背景や価値観における多様な人々との交流や協働が求められる社会を迎えている。同時にわが国では依然として人口減少が継続する中で、「持続可能な地方分散型社会」を実現し、地方創生を果たすことも重要な課題となっている。さらにコロナ感染対策を通じて学んだ、ポストコロナ社会におけるオンライン授業の導入や ICT 機器の活用など、新しい教育のあり方も問われている。

これらの諸課題に対し、知と人材の集積拠点としての国立大学は、大きな役割を担うことが求められる。特に地域における諸課題の解決に貢献できる人材や未来を創造できる人材を育成することは、地方国立大学の使命である。

(2) 四国における連携の特徴

阿波・土佐・伊予・讃岐の 4 つの國からなる四国は、古来より、それぞれが特徴的な歴史や文化、風土を有しており、お遍路さんの「四国遍路道」で一つに結ばれていた。そして現在では、交通網や情報通信網の整備・発展により、4 県および 5 国立大学の交流は加速度的に盛んになってきている。例えば、「四国 5 大学連携による知のプラットフォーム形成事業」（2012 年度～2017 年度）をはじめ、様々な連携事業が協力し合いながら進められている。

四国は、全国の中でも特に人口減少が顕著で、少子化が深刻化している地域である。そのため、各県・各大学の特色を活かした大学間連携を推進し、教育研究の高度化・活性化を実現することは、地方分散型社会の実現に向けた先導的モデルとなりうるものである。

(3) 四国における大学連携体制と制度的特例の活用の意義

2021 年 3 月に四国の 5 国立大学は、「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構」を新設した。この機構を母体として大学等連携推進法人の認定を受けることにより、教育上の特例措置を活用した教育研究機能の高度化を実現する。連携により、各大学が有する教育研究資源の相互活用を行い、教育や地方創生に寄与する人材育成を強化することができる。

制度的特例を活用して、「連携教職課程」の編成による、教職課程の高度化を図る。「連携教職課程」により、単独大学の教育リソースだけでは為しえない、一層厚みのある教員養成の実現を目指す。過疎化と少子化が著しい四国ならではの、新しい教職課程の道を切り拓くための制度の活用として位置付ける。さらに、「四国人財育成塾」を設置する。「四国人財育成塾」では、四国全体を包摂する様々な主要課題に係る討論や研究会を5大学間で重ねることにより、四国の今日的な諸課題解決に取り組むことのできる、地域を牽引できる人材の育成に取り組む。

このような連携による人材育成の取組を通じて、5国立大学は、それぞれの大学が持つ強みと独自性を活かしながら、四国地域の発展と持続可能な地方分散型社会の実現を目指す。

3. 参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項

四国5国立大学は、Society5.0、SDGs、ポストコロナ等社会情勢の激しい変化に対応できるよう、5大学による連携の相乗効果を活用した人材育成の充実、連携教職課程の設置・運営、研究の活性化、社会連携の推進などの多岐にわたる事業を展開していく。

当面は、以下の2事業を推進する。

	教育研究活動	連携の内容及びその目標	教学上の特例	
			連携開設科目	共同教育課程
1	四国人財育成塾	参加大学において実施する以下の事業を推進するための管理を行う。 四国における「持続可能な地方分散型社会」の実現に資するため、四国全体を包摂する主要課題に係る学術講演会・シンポジウムを参加大学で順次企画・開催し、有為な人財の育成を行う。	—	—
2	連携教職課程	大学等連携推進法人の教学上の特例措置（連携開設科目）を活用し、四国の地域性や協働力等に強い教員を連携して養成するという、人口減少期の教員養成モデルとなる「連携教職課程」の令和5年度開設を目指す。	○	—

（連携開設科目を開設及び実施する場合）

(1) 連携開設科目の開設の内容及び目標	学問領域	教員養成
	取組の目標	四国5国立大学が協力し合うことで、四国地域ブロックにおける教員免許を取得できる体制を維持するとともに、単独大学では開講困難な授業科目を学生に提供する機能強化を実現する。ひいては人口減少期における連携教職課程を活用した教員養成モデル（将来像）を示すことを目指す。
	教育課程の内容	四国5国立大学の教職課程において、実技系教科（美術・家庭・情報）の一種免許状を中心に、連携開設科目を活用した「連携教職課程」を設置する。
参加大学間の協議の場	「大学等連携推進法人協議会」（学長レベル） 「連携教職課程委員会」（副学長・学部長レベル） 「連携教職課程部会」（専任教員レベル）	

(2) 参加大学の役割分担	四国5国立大学は、実技系教科（美術・家庭・情報）の一種免許状に係る連携教職課程に下表のとおり参画し、単独大学では開講困難な授業科目を学生に提供するため、参画する免許教科に係るそれぞれの強み・特色のある教育リソースを提供する役割を担う。教員養成分野の連携開設科目全体に係る教学管理については「連携教職課程委員会」（主幹大学：鳴門教育大学）によって協議・調整し、各教員免許別の連携開設科目実施及び教学管理については「連携教職課程部会」によって実施・調整する。					
	教員免許	徳島大学	鳴門教育 大学	香川大学	愛媛大学	高知大学
	美術（中学・高校一種）	○	○	○		
	家庭（中学・高校一種）		○	○		○
	情報（高校一種）		○	○	○	○

（共同教育課程を編成及び実施する場合）

該当なし

4. 一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項

- ・人材育成の充実に関すること
- ・連携教職課程の設置と運営に関すること
- ・研究の活性化に関すること
- ・社会連携の推進に関すること
- ・その他目的を達成するために必要なこと

（大学の設置者以外の社員がいる場合）

5. 大学の設置者以外の社員が実施する参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進に関する事項

該当なし